

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

路 線 名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市上福岡四丁目一三七六番 二地先から同市上福岡四丁目八〇三 一番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)
供用開始の期日	令和七年四月十一日
備 考	令和四年二月十五日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第二号で告示した道路予定区 域の一部供用開始である。延 長一八・七三メートル